

電子帳簿保存法の制度と実務・追録

(2022年1月1日現在)

電子取引の取引情報に係る

電磁的記録の保存に関する宥恕措置について

(令和4年度税制改正)

令和4年度税制改正では、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に関して、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの2年間に限定して、やむを得ない事情により保存要件に従って保存することができなかった場合の宥恕措置が設けられることになりました。本追録ではこの宥恕措置の内容について解説します。

電子帳簿保存法における電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に関しては、令和3年度（2021年度）の税制改正において従来認められていた出力書面等による代替的措置が廃止されることとなったため、令和4年（2022年）1月1日以後に行われる電子取引については電子帳簿保存法の要件に従ってデータで保存することが必要となり、これまで代替的措置によっていた事業者においては、これに対する対応が急務となっていました。しかしながら、改正から短期間での本制度への対応が困難となっている事業者が数多く存在しており、令和3年12月10日に公表された令和4年度（2022年度）与党税制改正大綱では、こうした事業者の実情に配慮するため、2年間の宥恕措置を整備することが明記されました。これに伴い、令和3年12月27日に電子帳簿保存法に関する施行規則を改正する財務省令が公布され、翌28日には国税庁ウェブサイトにて電子帳簿保存法取扱通達と電子帳簿保存法Q&A（一問一答）の改訂版が公開されています。

本宥恕措置が設けられたことにより実質的には2年間の準備期間が追加されたといえますが、令和6年（2024年）1月1日以降は本宥恕措置が認められなくなることから、それまでの間に企業にとって望ましい保存体制の在り方をよく検討し、システムの導入や業務フローの整備などを適時に進めて法令に対応できるよう準備を整えておくことが重要となります。

令和4年(2022年)1月1日以後2年間の宥恕措置の整備

申告所得税及び法人税に係る保存義務者が電子取引を行う場合には、原則として電子帳簿保存法の要件に従って、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存を行うことが義務付けられていますが、今回の見直し前においても、電子帳簿保存法施行規則第4条第3項において、災害その他やむを得ない事情によってその電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかった場合については宥恕措置を認めることとされていました。

令和3年12月27日に公布された財務省令第80号により、同施行規則が改正され、災害その他やむを得ない事情がある場合に加えて、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行われる電子取引については、納税地等の所

轄税務署長がその電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかつたことについてやむを得ない事情があると認め、かつ、その電磁的記録の出力書面（整然とした形式・明瞭な状態で出力されたものに限られます。）の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合についても、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとされました。なお、本宥恕措置の適用にあたっては、以下の点に注意が必要です。

「やむを得ない事情」の意義

本宥恕措置は、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存要件への対応が困難な事業者の実情に配慮して設けられたものであり、その適用を広く認めることとしています。そのため、例えば、その電磁的記録の保存に係るシステム等や社内のワークフローの整備が間に合わない等といった、自己の責めに帰さないとは言い難いような事情も含めて、保存要件に従って電磁的記録の保存を行うための準備を整えることが困難である場合には、やむを得ない事情があるものと認められることとなります（取扱通達 7-10）。

出力書面による保存

やむを得ない事情により本宥恕措置の適用を受ける場合には、その電磁的記録を出力することにより作成した書面の提示又は提出の求めに応じることができるようにしておく必要があります。令和 4 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの間に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、そのような出力書面を保存している場合には、その電磁的記録の保存をしているものとして取り扱われ、適法に保存義務を果たしていることとなります（取扱通達 7-11）。

この場合の出力書面は、整然とした形式・明瞭な状態で出力されたものに限ることとされていますが、具体的には、書面により作成された場合に準じた規則性を有する形式で出力され、かつ、出力された文字を容易に識別することができる状態であることが求められます。なお、本宥恕措置による場合には、税務調査等

の際に出力書面の提示又は提出の求めに応じることが必要となりますが、令和3年度（2021年度）改正前の制度においては、出力書面の保存に際し、書面によりその取引情報の授受が行われたとした場合にその書面を保存すべきこととなる場所に、保存すべきこととなる期間、保存を行うこととされていたことから、本宥恕措置による場合の出力書面についても、税務調査等が行われうる期間、適正な場所で保存を行うことが必要となります（一問一答(電子取引)問41-4）。

税務当局に対する手続きの要否

本宥恕措置の適用にあたっては、税務署への申請手続き等は不要とされていますが、やむを得ない事情の有無や出力書面については、必要に応じて税務調査等の際に確認がされることとなります。保存要件に従って保存をすることができなかったやむを得ない事情について税務職員から確認等があった場合には、各事業者における対応状況や今後の対応の見通しについて、適宜説明することで対応が可能であると考えられます（一問一答(電子取引)問41-2、41-3、41-5）。

本宥恕措置の適用期間経過後の取扱い

本宥恕措置は令和4年（2022年）1月1日から令和5年（2023年）12月31日までの間に行う電子取引について設けられたものであり、令和6年（2024年）1月1日以後に行う電子取引の取引情報については電子帳簿保存法の要件に従った電磁的記録の保存が必要となることから、これに対応できるようこの期間のうちに準備を進めておくことが求められます（一問一答(電子取引)問41-2、41-3）。